

総合教育会議資料

インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組

報告 副籍（副次的な学籍）制度

報告 小・中学校への特別支援学校「分教室」設置
に関する研究

特別支援教育課

【報告】 副籍（副次的な学籍）制度

1 副籍制度の概要

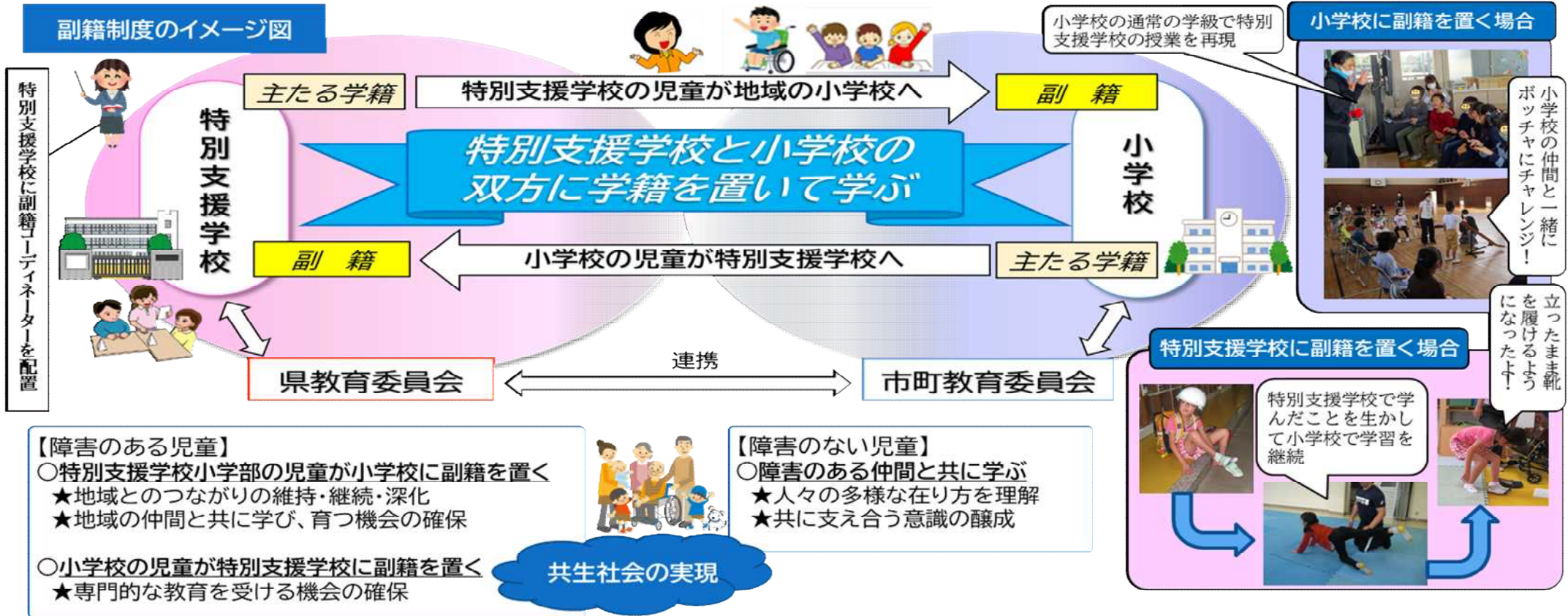
制度の目的

障害のある児童が居住地の小学校と県立特別支援学校双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と県立特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するために、新たな仕組み「副籍制度」を創設し共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの理念の構築を目指す。

現状と課題

- 義務教育段階の児童生徒数に占める特別支援学校在籍数の割合が全国に比して高い。
(R3特別支援学校在籍数割合 … 全国：0.83% 本県：1.04%)
- 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して、障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の仕組みづくりが必要。

副籍制度のイメージ図



【報告】 副籍（副次的な学籍）制度

2 令和4年度の状況について（R4.9.26時点）

（1）小学校に副籍を置くことを希望した特別支援学校の児童

全体	知的障害	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害
207人	172人	23人	4人	8人
27.0%	28.2%	16.2%	80.0%	80.0%

（2）特別支援学校に副籍を置くことを希望した小学校の児童

全体	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害
17人	13人	2人	2人
47.2%	52.0%	28.6%	50.0%

【報告】 副籍（副次的な学籍）制度



3 児童と保護者の声

小学校にはない遊具で遊べるのがとても楽しかった。 学校の先生とパズルをしたり、学校探検をしたりしたのが楽しかった。
(小学校児童)

障害のない子どもとの交流によってコミュニケーション能力や社会性の向上につながってほしいと思います。また、こちらの障害についても少しでも理解してもらえたら嬉しいです。

(特別支援学校保護者)

保育園を卒園してから地域のお友だちとの関わりも減り、たくさんの大人や子どもと関わるのが大切だと考えていたところ、副籍制度ができて、嬉しく思います。ただ、もう少し交流の回数を増やしてほしいです。

(特別支援学校保護者)

副籍校での授業を参観し、専門的な指導の内容に触れることができよかったです。この取組に参加することにとっても意義を感じました。

(小学校保護者)

受け入れてくださる副籍校（小学校）の先生方の理解が大切だと思います。本人と副籍校のお友だち双方が学びの多いものにできるように願っています。親としてもできることは、在籍校の先生方と協力してやっていきたいと思っています。

(特別支援学校保護者)

【報告】小・中学校への特別支援学校「分教室」設置に関する研究(概要)

目的

【課題】

本県のインクルーシブ教育システムの構築をめざすためには、本人・保護者が、より積極的に地域の小・中学校を選択できる教育環境の整備が必要

特別支援学校の「分教室」を小・中学校に設置することにより、特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒が地域の小・中学校の中で、特別支援学校での専門性の高い指導を十分に受けつつ、かつ障害のない児童生徒と同じ場で共に学ぶことのできる仕組みづくりを目指す。

- ◆ 小・中学校に特別支援学校の分教室を設置する意義について検証
- ◆ 分教室設置に向けた教育課程の在り方や教育環境について検証

成果

特別支援学校の分教室を市町立小・中学校に設置することは、教育課程や教育環境等の課題が解決できれば、十分意義のあるものになることが実証された。

【分教室を設置する主な効果】

- 重度・重複障害の児童生徒が、地域の小・中学校において、特別支援学校の専門性の高い指導を十分に受けつつ、かつ障害のない子どもと同じ場で共に学ぶことのできる教育を表現することが可能となる。
- 地域において、発達段階が同程度の集団があることで、対等な関係の仲間とのかかわりをもちながら学べる可能性が広がる。
- 小・中学校の教員が日常的に特別支援学校の専門的な指導に触れることができ、小・中学校の特別支援教育が一層充実する。

【分教室設置に向けた主な課題】

- 現状の小・中学校の施設設備のままでは専門的な指導や安全面の確保ができないため改修が必要。
- 設置者が異なる県立特別支援学校と市町立小・中学校の間で、スクールバスの運行や給食の提供等様々な調整が必要。

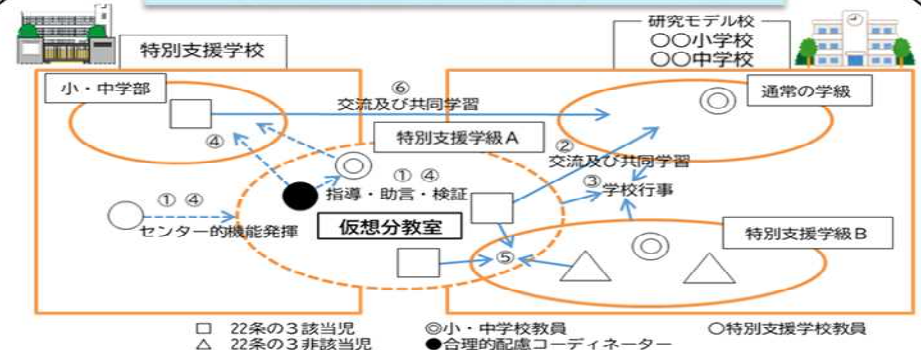
事業内容

小・中学校への特別支援学校の「分教室」設置に関する研究

- 児童生徒一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、研究モデル校の空き教室等を活用し、分教室の設置に関する研究を行う。
- 令22条の3に該当する児童が在籍する特別支援学級を、特別支援学校分教室と想定し、望ましい教育課程の研究や通常の学級(併設された小・中学校を想定)との交流及び共同学習の方法等について実証的に研究する。
- 研究モデル校に配置した合理的配慮コーディネーターが、分教室設置に向けて、教育課程の在り方を検証し、教育環境の課題について整理する。
- 特別支援学校におけるセンター的機能の活用も兼ね、特別支援学校から定期的に研究モデル校の対象学級を訪問し、指導内容や指導・支援の方法について指導・助言等を行う。

◎研究協力市町：草津市(H28, 29)、甲賀市(H30, 31)、大津市(R2, 3)

「分教室」設置に関する研究イメージ図



- ① 仮想分教室における教育課程の検討
- ② 仮想分教室と通常の学級との交流及び共同学習の実施
- ③ 仮想分教室児童生徒の小・中学校の学校行事への参加に係る合理的配慮
- ④ 特別支援学校の教育活動や教育環境を参考にした分教室設置の教育環境の課題整理
- ⑤ 仮想分教室と特別支援学級との共同学習の在り方を検証
- ⑥ 特別支援学校で学ぶ児童生徒との交流及び共同学習の実施